

安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を求める意見書

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築に向けては、安定的な医療提供体制の確保が必要であり、高齢化の進展等による医療需要の高まりが想定される中、地域を支える医療機関の役割はますます重要となっている。

一方で、多くの医療機関では、人口減少による慢性的な収益減が顕在化している。また、長期化する物価高騰及び医療従事者の賃上げに関連する人件費の増加等も厳しい経営状況に拍車をかけており、昨年6月の診療報酬の改定も、経営の改善につながっているとは言い難く、病院の6割が赤字経営となっているとの報道もある。

医療機関及び医師が不足する地域では、効果的・効率的な医療の提供に向けた体制強化が課題となる中、医療機関の経営悪化は、地域医療構想に基づく医療機関ごとの役割の明確化、相互の連携強化等にも影響を及ぼすおそれがある。

よって、国においては、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、経営に必要な経費が十分に確保できるよう、臨時的な診療報酬の改定を行うなど、安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会議長 松 里 保 廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣 殿
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）